

生活支援員 市民後見人

の養成研修を開催します。(受講料無料)

認知症、知的・精神障がい等により自分で判断することが不安な方の財産や権利等を守る活動に参加してみませんか。(笛吹市委託事業)



日程：令和5年9月6日(水)・9月13日(水)

9月20日(水)・9月29日(金) 計：4日間

時間：9：30 ～ 16：00頃

受付：9：30 ～ 9：35 (初日は9：15 ～ 9：25)

講義開始：9：40 ～ (初日は9：30 ～)

★ 内 容 ★

認知症、知的・精神障がいなどにより、自分で判断をするのが難しい方の支援である「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の理解を深め、「生活支援員」「市民後見人」として活動していただける方を養成します。
講座修了者は、フォローアップ研修や後見センターにてサポートします。

- 会 場 八代福祉センター2階 笛吹市八代町南 326-1
- 定 員 20名(先着)
- 対象者 生活支援員・市民後見人の活動に関心があり、将来活動可能な方。
- 締め切り 令和5年9月1日(金)

申込み・問い合わせ 締切日までに電話またはFAX等でお申し込み下さい。

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

担当：塩谷(しおや)・寄特(きとく)

住所：〒406-0822 笛吹市八代町南917

TEL：055-265-5182 FAX：055-265-5183

E-mail：chiiki01@fuefuki-sakyo.or.jp

- ♪ すぐに活動をはじめるのが難しい方でもご参加いただけます🎵
- ♪ 4日間のうち、ご都合で参加が難しい日がある方はお気軽にご相談ください🎵
- ♪ 4日間の研修後、現場実習があります🎵

令和5年度 生活支援員・市民後見人養成研修プログラム

1 日目：令和5年9月6日（水）＊受付（初日のみ） 9：15～9：25

	時間	講座のテーマ
午前	9：30～12：00	市民後見人のすすめ / 笛吹市の成年後見制度の取り組み
午後	13：00～15：50	対人援助の基礎 / 後見制度と民法

2 日目：令和5年9月13日（水）＊受付 9：30～9：35

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～11：40	対象者の理解（知的障がい者・精神障がい者）
午後	12：40～15：40	対象者の理解（認知症高齢者） / 公的年金制度 / 税務

3 日目：令和5年9月20日（水）＊受付 9：30～9：35

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～12：00	消費者契約法 / 国民健康保険と後期高齢者医療制度 生活保護制度
午後	13：00～15：50	介護保険制度 / 高齢者施策 / 成年後見の実務

4 日目：令和5年9月29日（金）＊受付 9：30～9：35

	時間	講座のテーマ
午前	9：40～11：50	障がい者施策と障がい者虐待防止法 / 家庭裁判所の役割
午後	13：00～16：10	市民後見概論と市民後見人活動 / 日常生活自立支援事業と 市民生活支援員活動 / 意思決定支援と後見人に必要な視点 修了証授与

講座のテーマ及び時間割りは、変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

・・・・・・・・・・・・・申込用紙・・・・・・・・・・・・・

☆お申し込みは、おもて面の問い合わせ先にお電話または下記申込用紙を FAX、E-mail、郵送のいずれかにてご連絡ください。（先着 20 名様 最終申込 9 月 1 日まで）

お名前（ふりがな）	
ご住所	〒
日中連絡のつく電話番号	
メールアドレス (メールでのやりとり希望の方)	
その他、事務局に連絡事項がありましたらご記入をお願いします。 (研修へのご希望、参加が難しい日についての相談など、確認したいことがありましたらご記入ください)	